

令和6年度答申第46号  
令和6年10月31日

諮詢番号 令和6年度諮詢第47号（令和6年10月8日諮詢）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給不承認決定に関する件

## 答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

## 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての義肢等補装具購入費用支給申請（以下「本件支給申請」という。）をしたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が本件支給申請を不承認とする決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項1号は、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務灾害、複数業務要因灾害及び通勤灾害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必

要な事業を掲げている。

(2) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）24条は、労災保険法29条1項1号に掲げる事業として、義肢等補装具費の支給等を行うものとする旨規定し、労災保険法施行規則25条1項は、上記の「義肢等補装具費」として、義肢、装具、車椅子その他の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものの購入又は修理に要した費用を同項各号に掲げる者に対して支給するものとすると規定し、同項1号は、障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者を掲げている。

労災保険法施行規則25条2項は、義肢等補装具費の額は厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定した額とすると規定し、同条3項は、前2項に定めるもののほか、義肢等補装具費の支給に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が定めると規定している。

(3) 上記(2)の委任を受けて発出された平成18年6月1日付け基発第0601001号厚生労働省労働基準局長通達「義肢等補装具の支給について」の別添「義肢等補装具費支給要綱」（令和6年6月27日付け基発第0627第1号による改正前のもの。以下「支給要綱」という。）は、義肢等補装具の購入に要した費用（以下「購入費用」という。）として支給できる種目を掲げ、各種目ごとに支給基準を定めている。

ギャッチベッドは購入費用として支給できる種目であり、その支給対象者は、次のア又はイのいずれかに該当し、かつウに該当する者とされている。  
ア 傷病（補償）等年金の支給決定を受けた者のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当するもの又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められるもので、かつ、自宅療養者（義肢等の支給申請の日から3か月以内に退院し自宅で療養すると見込まれる入院療養者を含む。）であるもの（以下「要件1」という。）

イ 障害（補償）等給付の支給決定を受けた者又は受けと見込まれる者うち、障害等級第1級第3号若しくは第4号に該当するもの又はこれらと同等程度の障害の状態にあると認められるもの（以下「要件2」とい

う。)

ウ 車椅子（手押し型車椅子を除く。）及び義肢の使用が不可能であるもの（以下「要件3」という。）

(4) 支給要綱には、基準外支給の定めが規定されており、所轄局長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、購入費用の支給をすることができるとしている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、昭和58年8月12日、通勤災害により受傷し、昭和60年3月14日に治癒（症状固定）した。治癒時の傷病名は「脊髄損傷」である。

（労働者災害補償保険診断書（昭和60年3月14日付け））

(2) 審査請求人は、昭和60年3月20日、B労働基準監督署長（以下「本件監督署長」という。）に対し、障害補償給付の支給を請求したところ、本件監督署長は、同年5月29日、審査請求人に残存する障害について、脊髄損傷により両下肢の用を廃したもの等と認め、労災保険法施行規則別表第1の障害等級表に照らして障害等級第1級第3号（神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの）に該当するとして、支給を決定した。

（障害補償給付支給請求書、補償給付実地調査復命書）

(3) 審査請求人は、令和5年8月28日、処分庁に対し、ギャッチベッドに係る本件支給申請をした。

（義肢等補装具購入費用支給申請書）

(4) 処分庁は、令和5年9月6日付で、本件支給申請に対し、本件処分を通知した。

（義肢等補装具購入費用支給不承認決定通知書）

(5) 審査請求人は、令和5年11月27日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、令和6年10月8日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮詢をした。

（諮詢書、諮詢説明書）

### 4 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分は取り消すべきである。

- (1) 車椅子の人には必ずベッドが必要だと思う。同じ脊髄損傷者であるC都道府県脊髄損傷者連合会の仲間は、審査請求人と同じ障害等級第1級第3号でギャッチベッドが給付されているにもかかわらず、審査請求人に給付されないのは不平等であり、本件処分に納得できない。
- (2) 審査請求人は、日常的に起き上がりや寝返りが全くできないが、なぜできると判断されたのか、何を根拠に誰が判断したのか、脊髄損傷専門医に脊髄5番損傷の状態をきちんと確認しているのか不明であり、本件処分に納得できない。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、審査請求人がギャッチベッドに係る支給要綱の支給対象者又は基準外支給に該当するか否かである。

(1) ギャッチベッドの支給対象者は、前記第1の2(3)のとおり、要件1(傷病等級第1級第1号該当者等)又は要件2(障害等級第1級第3号該当者等)のいずれかに該当し、かつ、要件3(車椅子(手押し型を除く。)等の使用不可能者)に該当する者とされているため、以下、各要件の該当性について検討する。

要件1及び要件2については、審査請求人は、障害等級第1級第3号と認定されていることから、要件2に該当することが認められるが、要件1には該当しない。

要件3については、審査請求人は、日常的に車椅子(普通型)を使用していることから、該当しない。

したがって、審査請求人は、支給要綱の別表1の22の支給対象者に該当しない。

(2) 基準外支給については、支給要綱において、所轄局長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、義肢等補装具の購入費用の支給をすることができるものとされ、当該支給は、支給要綱に定める支給基準では必要最小限の目的すら達せられない場合に限り認められるものとされている。

審査請求人は、両下肢の用を廃し、乳首以下下半身に運動及び知覚麻痺があるが、上肢は正常であるとされており、起き上がり又は寝返りに一定の支障があると考えられるものの、ギャッチベッドでないと起き上がり又は寝

返りがまったくできない等の状態にあるとは認められない。

したがって、審査請求人は、支給要綱に定める基準外支給に該当しない。

(3) よって、審査請求人に対し、ギャッチベッドを給付することはできない。

2 審査請求人は、審査請求人と同じ障害等級の者がギャッチベッドを支給されており、審査請求人に支給されないのは納得できない旨主張しているが、義肢等補装具購入費は個別具体的な状況に応じ支給されるものであるため、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、本件処分をした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件では、令和5年1月27日に審査請求が行われているが、本件諮問（令和6年10月8日）までに約10か月半の期間が経過している。特に、審理員意見書の提出（同年7月10日付け）から本件諮問までに約3か月の期間を要しており、審査庁においては、手続の迅速化を図ることが求められる。

(2) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

審査請求人は、ギャッチベッドの購入費用の支給申請をしているところ、前記第1の2（3）に記載した支給要綱が定めるギャッチベッドの支給基準によれば、審査請求人は障害等級第1級第3号と認定されているものの、車椅子を使用しており、「車椅子（中略）及び義肢の使用が不可能であるもの」に該当しないので、支給対象者の要件を満たさない。

支給要綱には、やむを得ない事情により必要があるときは基準外支給が可能である旨の定めがあるが、審査請求人はギャッチベッドでなければ起き上がりえない事情を具体的に説明しておらず、一方で、審査請求人の障害は、両下肢の用の全廢であり、上肢は正常であるとされていることに照らすと、「やむを得ない事情」を認定することは困難であり、基準外支給の要件を満たすということもできない。

3 付言

本件処分の理由には「義肢等補装具費支給要綱に定める支給対象者に該当しないため、不承認となります。」としか記載されておらず、これでは、本件処

分の理由を理解することはできない。

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）が、行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならず（行手法8条1項）、処分を書面でするべきは、その理由を書面で示さなければならぬ（行手法8条2項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件処分の通知書における不承認の理由の記載については、いかなる要件を満たしていないのか、基準外支給の要件を満たしていないことも含めて、具体的に示すべきである。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいはず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委 員	戸 谷 博 子
委 員	木 村 宏 政
委 員	下 井 康 史